

生駒市長 中本幸一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下村敏博

生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の一部改正について（答申）

平成17年3月28日生文第245号で諮問のあった件について、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例（平成9年12月生駒市条例第28号）第2条第1項の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 生駒市個人情報保護条例の一部改正について

(1) 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて

改正概要〔第2条（定義）第3号〕

事業者の定義において「法人その他の団体」から除くとしている「国及び地方公共団体」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を追加する。

理由

独立行政法人等及び地方独立行政法人も個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び各地方公共団体の条例により、国や地方公共団体と同じように個人情報が厳格に管理されることから、国や地方公共団体と同様に扱うことが適当と認めます。

(2) 指定管理者制度への対応について

改正概要〔第12条（委託に伴う措置）及び第13条（受託者等の責務）〕

指定管理者制度の創設に伴い、公の施設の管理を行う「指定管理者」についても、現行の受託者等の個人情報保護に関する責務の規定に追加する。

理由

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報については、個人情報保護条例において、個人情報の保護に関して必要な措置を講ずべきであるとの国の通知を踏まえ、取得した個人情報を適切に管理するよう、

受託者に対する責務と同様の規定を指定管理者についても設けることが適当と認めます。

(3) 罰則について

改正概要〔第30条（罰則）〕

個人情報を取り扱う職員及び受託業務等に従事する者等が、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい及び実施機関の職員の職権を濫用した個人情報の収集等に対する罰則規定を設ける。

なお、罰則の対象や量刑は、国の行政機関の職員等に対する規定との均衡を図る。

理由

実施機関における個人情報の適正な取扱いについて、より一層実効性を担保し、市民の信頼を確保するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で規定されている罰則規定に準じ、実施機関の職員、受託業務に従事する者、公の施設の管理の業務に従事する者等に対して、罰則規定を設けることが適当と認めます。

2 生駒市情報公開条例の一部改正について

(1) 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて

改正概要〔第6条（開示をしないことができる公文書）第2号、第3号及び第5号〕

「公務員」の定義において「国家公務員及び地方公務員」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員」を加えて「公務員等」とする。また、「法人等」の定義において「国及び地方公共団体」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を、「国等」の定義において「国又は他の地方公共団体」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を加える。

理由

独立行政法人等及び地方独立行政法人は、公共的見地から設立される法人であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において、国の機関や地方公共団体と同様に扱うこととされているため、生駒市情報公開条例においても、法律との整合性を図るため、独立行政法人等及び地方独立行政法人を国の機関や地方公共団体と同様に扱うことが適当と認めます。